

承 諾 書

関係法令及び規程を守り、施工について第三者の異議申立があっても迷惑はかけません。尚、給水装置の工事については表記の指定給水工事業業者へ委託します。
給水装置工事の申し込みにあたり、下記の事項を承諾します。

記

- (1) 当該公道および公道に準ずる場所に施工される道路工事に関し、給水装置が支障となる場合は、給水装置の所有者において費用を負担し改造する。
- (2) 配水管又は配水補助管の布設替にともなう当該給水装置の接続替工事は、所有者の同意がなくても市が施工することができる。この場合の費用は、市が負担する。
- (3) 給水装置を廃止しようとする場合、道路分に対する撤去費用は設計に基づき所有者が負担する。
- (4) 給水装置工事の施工時において、建物等の配置が未確定のまま設置した引込口止水栓及びメーター(以下「引込口装置」という。)の位置については、将来建物・工作物が建設され、市が引込口装置の操作及び検針等を簡単に行うことができないときは、所有者に移設又は工作物の改造を要求することができる。この要求を受けた所有者は、直ちにこの要求に応ずること。この場合の費用は所有者が負担する。
また、建物等の増改築により引込口装置の操作及び検針等を簡単に行うことができない場合についても同様とする。
- (5) 市が行う検針及び調査又は修繕工事等において私の所有する土地に対して立入ること。

年 月 日

美濃加茂市長 あて

給水装置所有者 氏 名

印

土 地 使 用 承 諾 書

美濃加茂市

町

地内の

様の給水装置工事において、私所有の土地の使用を承諾します。

尚、将来補修等の際に、当該地の掘削作業等をする事を承諾します。

年 月 日

土地所有者 住 所

氏 名

印

寄 附 採 納 願

水道施設の所在地

美濃加茂市

町

地内

水道施設の概要

公道又は準公道敷に至る上記水道施設を寄附しますので、ご採納願います。尚、寄附後は市において維持管理をお願いし、市が行う改造又は増設工事につきましては、異議の申し立てをしません。

年 月 日

美濃加茂市長 あて

給水装置所有者 住 所

氏 名

印

摘要